

入札説明書

東北森林管理局が発注する米代東部森林管理署上小阿仁支署南沢森林事務所新築工事ほかに基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和8年4月23日

2 契約担当官 支出負担行為担当官 東北森林管理局長 箕輪 富男

3 工 事 概 要

(1) 工 事 名 米代東部森林管理署上小阿仁支署南沢森林事務所新築工事ほか

(2) 工 事 場 所 南沢森林事務所新築：秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字中野376-13

南沢森林事務所解体：秋田県北秋田郡上小阿仁村南沢字箱淵岱10-11

萩形森林事務所解体：秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字西山下3-35

(3) 工 事 内 容 庁舎等の新築及び解体工事

(4) 工 期 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

(5) 本工事は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型)のうち、技術提案(簡易な施工計画)の提出、評価を省略する総合評価落札方式(簡易型運用版)の適用工事である。

また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し審査する施工体制確認型総合評価落札方式の適用工事である。

(6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

(7) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和8年8月4日(工事着手日の前日)まで余裕期間を見込んだ工事である。

なお、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。

また、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。

(8) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。

ア この申請の窓口及び受付時間は別表の1のとおりとする。

イ 電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争(指名競争)入札参加者申請により申請を行い、承認された競争参加有資格者でICカードを取得し、林野庁電子入札システムに利用者登録を行ったICカードとする。

(9) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(10) 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象案件である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号(以下「予決令」という。))第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 東北森林管理局において別表の2に示す一般競争参加資格の認定を受けている者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、東北森林管理局の一般競争参加資格の再認定を受けた者であること。)で認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 別表の3に示す期間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)
- なお、各森林管理局・署等が発注した工事で、工事成績評定を受けている工事にあつては、その評定点が65点未満のものは実績として認めない。
- 經常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。
- 同種工事：別表の3のとおり。
- (5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に配置できること。
- ア 1級若しくは2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、2級建築士以上の資格を有する者を言う。
- イ 別表の4に示す期間に、上記(4)に掲げる同種の工事経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)
- なお、各森林管理局・署等発注の工事であつて、工事成績評定を受けている工事にあつては、その評定点が65点未満のものは実績と認めない。
- ウ 監理技術者が必要となる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- エ 主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術提案書の受付日以前に3ヶ月以上ある者。
- オ 經常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できることとし、うち1人が上記の要件を満たしていること。
- (6) 競争参加資格確認申請書(競争参加資格確認資料を含む。以下、「申請書」という。)及び技術提案書(以下、申請書及び技術提案書を総称して「技術提案書等」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 各森林管理局・署等が発注した建築工事で、次のすべての事項を満たしていること。
- ア 別表の5に示す期間の過去2年度に完成・引渡し完了した工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点未満でないこと。
- イ 別表の6に示す期間以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡し完了した工事がある場合においては、当該工事成績評定点が65点未満でないこと。
- ウ 經常建設共同企業体にあつては、当該經常建設共同企業体の実績及び工事成績評定点とし、当該經常建設共同企業体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記の要件を満たしていること。
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- なお、本工事に係る設計業務等の受託者は次に掲げる者である。
- 別表の7のとおり
- (9) 別表の8に建設業法に定める本社、支店又は営業所に基づく営業所等を有すること。
- また、經常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共

同企業体の本店所在地 が別表の 8 の区域内であること。

(10) 法令等の規定により許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けている者であること。

ア 建設業法の許可について

建設業法第 3 条第 1 項に基づき、「建築工事業」の許可を受けている者。

イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る登録について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 21 条により、別表の 9 の県知事（管轄する知事）の登録を受けている者。

(11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

(12) 次の事項に該当しない者であること。

ア 不誠実な行為の有無

請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請等。

イ 経営状況

手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止処分等。

ウ 安全管理の状況

事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない等。

エ 労働福祉の状況

賃金不払い等による労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等。

(13) 当該工事の施工計画に係る技術提案書等が適正であること。

その記載内容が適正でない（未記載を含む）場合又は未提出の場合は入札参加を認めない。

(14) 当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムからダウンロードしない者又は発注者の指定する方法（GD-R 等による配布等）での交付を受けていない者は、入札参加を認めない。

(15) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 東経第 178 号局長通知）に基づき、警察当局から当局長（署長、支署長含む）に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(16) 以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

5 競争参加資格の確認

(1) 本競争の参加希望者は、上記 4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記 4 (2) の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができる。

この場合において、上記 4 (1) 及び(3) から(16) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記 4 (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記 4 (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法

技術提案書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、電子入札システムによりがたい者で、事前に発注者の承諾を得た場合は、下記提出先に郵送等（配達証明ができるものに限る。以下同じ。）又は持参により締切日時必着で1部提出すること。

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期間

別表の10のとおり。

(イ) 提出方法

電子入札システム申請方法に基づき提出すること。

技術提案書等の合計ファイル容量が10MBを超える場合には、必要書類の一式を、郵送等又は持参により提出するものとし、電子入札システムとの分割提出は認めない。また、10MBを超えるため、郵送等又は持参により提出する場合は、次の内容を記載した書面（様式は任意）を、電子入札システムにより技術提案書等として送信すること。

- ・ 郵送等又は持参する旨の表示
- ・ 郵送等又は持参する書類の目録
- ・ 郵送等又は持参する書類のページ数
- ・ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

なお、いずれの提出方法についても、締切日時まで必着で提出するものとし、郵送等又は持参する場合の提出先は、別表の10のとおり。

(ウ) ファイル形式

電子入札システムによる提出資料のファイル形式は、次のいずれかの形式によるものとする。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーションPDFファイル
- ・ 画像ファイル（JPEG形式又はGIF形式）
- ・ 圧縮ファイル（LZH形式又はZIP形式）

イ 紙入札方式により持参する場合

(ア) 提出期間及び提出先

別表の10のとおり。ただし、正午から午後1時までを除く。

(3) 技術提案書等は、別添「技術提案書作成要領」に従い作成すること。

(4) 技術提案書作成説明会

技術提案書等作成説明会については、原則として実施しない。

(5) 技術提案書の評価

技術提案書に対する評価は、東北森林管理局の技術審査会において行う。

(6) 技術提案書等の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）又は技術提案書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(7) 競争参加資格の確認は、技術提案書等の提出期限の日をもって行う。

(8) 施工体制確認のための資料の提出要請及びヒアリング

施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）について、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で申し込みをした入札参加者に対して、以下により、開札後速やかに追加資料（以下「施工体制確認資料」という。）の提出を求め、ヒアリングを実施する。

なお、予定価格の範囲内の価格で申し込みをした入札参加者のうち、入札参加者が提出した技術提案書等、入札書、工事費内訳書、施工体制確認資料の内容により、施工内容の実現性が

確認できると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

ア 施工体制確認資料の提出

入札参加者のうち、その申し込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない者に対して、以下により施工体制確認資料の提出を求める。

(ア) 提出を求める施工体制確認資料（各様式ごとに提出すべき添付書類を含む）は以下のとおりであるが、別添「施工体制確認資料」の様式及び記載要領に従い作成すること。

- ① 当該価格で入札した理由
- ② 積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書①
- ③ 内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②
- ④ 一般管理費等の内訳書
- ⑤ 下請予定業者等一覧表
- ⑥ 配置予定技術者名簿
- ⑦ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)
- ⑧ 手持ち工事の状況(対象工事関連)
- ⑨ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
- ⑩ 手持ち資材の状況
- ⑪ 資材購入予定先一覧
- ⑫ 手持ち機械の状況
- ⑬ 機械リース元一覧
- ⑭ 労務者の確保計画
- ⑮ 工種別労務者配置計画
- ⑯ 建設副産物の搬出地
- ⑰ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
- ⑱ 品質確保体制(品質管理のための人員体制)
- ⑲ 品質確保体制(品質管理計画書)
- ⑳ 品質確保体制(出来形管理計画書)
- ㉑ 安全衛生管理体制(安全衛生教育等)
- ㉒ 安全衛生管理体制(点検計画)
- ㉓ 安全衛生管理体制(仮設置計画)
- ㉔ 安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)
- ㉕ 信用状況の確認(過去5年間)
- ㉖ 施工体制台帳(下請負人に関する事項含む)
- ㉗ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

(イ) 提出期限と提出先

通知をした日の翌日から3日以内(休日等除く。)の午前9時00分から午後5時00分までの期間内に別表の1まで提出すること。ただし、正午から午後1時までを除く。

(ウ) 提出方法

メール、郵送等又は持参により、締切日時必着で1部提出すること。

また、施工体制確認資料の提出後の修正及び再提出は認めない。

(エ) 意向確認

予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない者に対しては、開札後、速やかに施工体制確認資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。意向確認の結果、施工体制確認資料の提出の意向のない者については、開札後、提出しない旨を上記(イ)(ウ)により書面にて提出すること。

イ ヒアリングの実施

(ア) 日時

施工体制確認資料を求める場合においては、面談形式によるヒアリングを実施するものであるが、ヒアリングの実施の有無及び入札参加者別のヒアリングの日時については、施工体制確認資料の提出期限後で下記(イ)に当該資料が到着した後、(イ)から追って連絡する。

(イ) 場所

〒010-8550

秋田県秋田市中通5丁目9番16号

東北森林管理局 競争入札技術審査会（事務局：経理課）

(ウ) 方法

施工体制確認のためのヒアリングを行う対象者は、技術提案書の配置予定技術者の1名とする。なお、配置予定技術者を複数人の候補技術者とした場合は、代表者1名とする。

また、ヒアリングへの出席者には、上記配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせて最大で3名以内とする。

ウ その他

施工体制確認資料の提出拒否や提出がない場合、内容に不備がある場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とし、「工事請負契約指名停止等措置等措置要領の制定について」に基づき指名停止措置を行うことがある。

- (9) 上記4競争参加資格(16)アからウまでの届出の義務を履行しているか否かを確認するため、総合評定通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定するもので、申請日直近のもの）の写し等を提出すること。

(10) その他

ア 技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 支出負担行為担当官は、提出された技術提案書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された技術提案書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においては、この限りではない。

6 競争参加資格の通知等

- (1) 技術提案書等の提出者への競争参加資格の確認結果の通知は、技術提案書等の提出期限日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に、電子入札システムにより通知する。ただし、事前の承諾を得て紙入札とした者には、書面により行う。

- (2) 競争参加資格の無かった者に対しては、理由を付して通知する。

- (3) 通知結果に対して不服がある者は、東北森林管理局長に対して、次に従い書面により理由についての説明を求めることができる。

ア 受付期限

通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内。

イ 提出先

別表の1のとおり。

ウ 受付時間

休日等を除く午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

エ その他

書面は、代表者又はそれに代わる者が持参することにより提出するものとし、郵送又は電

送によるものは受け付けない。

- (4) 東北森林管理局長は、(3)に掲げる理由についての説明を求める書面を受取った日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に書面により回答する。

7 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

- ア 入札説明書に示された競争参加資格要件を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
- イ 技術提案書等で示された実績等により最大30点の加算点を付与する。
- ウ 提出された技術提案書等及び追加資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、最大30点の施工体制評価点を与える。
- エ 得られた「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

(2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

- ア 企業の施工実績に関する事項
- イ 配置予定技術者の能力に関する事項
- ウ 信頼性・地域貢献に関する事項

(3) 落札者の決定方法

- ア 入札参加者は価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除した評価値〔評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）÷入札価格〕を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- イ 上記アにおいて、評価値が最も高い者が2者以上ある場合は、くじを引かせて落札者を決定する。

ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

- ウ 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(4) 評価内容の担保

- ア 入札時に提示された技術提案については、工事完成後において、その履行状況について検査を行う。
- イ 工事の検査において、入札時に示された技術提案の内容を全て満たしていることを確認できない場合は、この確認できなかった技術提案についての履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き存続するものとする。
- ウ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施行方法等を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。
- エ 技術提案が履行できなかった場合で、再度の施工が困難である又は合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う。

オ 受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、「林野庁工事成績評定要領」に基づき、履行されなかった技術提案の提案件数1件につき、工事成績評定点を3点減ずるものとする。

カ 入札時に示された技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りでない。

(5) その他

ア 評価基準等詳細については、別添「技術提案書作成要領」のとおりとする。

イ 賃上げ表明をした受注者において、事業年度により賃上げ表明した企業は当該事業年度の「法人事業概況説明書」を決算月（表明書に記載の事業年度の終了月）の末日から記載して3ヶ月以内、暦年により賃上げを表明した企業においては当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の3月末までに提出とし、従業員への賃金引上げ実績整理表及び添付資料を電子メール又は郵送で、期限内に下記送付先に提出すること。

なお、具体的内容や提出様式等については東北森林管理局ホームページから情報等入手すること。

(https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu_osirase/tinage.html)

送付先：〒010-8550 秋田県秋田市中通5丁目9番16号

東北森林管理局 総務企画部 経理課

電話：018-836-2084

メールアドレス：t_keiri@maff.go.jp

8 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は任意）により提出すること。

ア 受領期限と提出先 別表の11のとおり

イ 提出方法 書面は持参又は郵送することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、東北森林管理局ホームページに掲載する方法により公表する。

(http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu_osirase/nyusatsusetsumei_shitsumon_kaitou.html)

9 入札及び開札の日時、場所等

入札書は、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名、工事名を記載して持参すること。郵送等による提出は認めない。

(1) 電子入札システムによる入札は、別表の12のとおり。

(2) 紙入札により入札をする場合は、別表の12のとおり。

(3) 開札は、別表の12のとおり。ただし、入札及び開札日時に変更等がある場合は、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時等を通知する。

(4) 紙入札による競争入札の参加に当たっては、入札の執行に先立ち、支出負担行為担当官が競争参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを提出すること。

また、入札への直接参加者が代理人である場合は、任意の様式によりその旨が確認できる委任状を提出すること。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をも

って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、当該電子入札システムに接続している機器の前で暫く待機すること。

なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況等を電話等により連絡する。

- (7) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 納付する。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、本工事に係る契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上とする。

- (3) 予決令第86条に規定する調査（低入札価格調査）を受けた者に係る契約保証金の額は請負代金額の10分の3以上とし、前金払いの額は請負代金額の10分の2以内とする。

- (4) 落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

※電子証書等電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※電子証書等閲覧サービス電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※契約情報電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※認証情報電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

前払金の保証について、前払金の保証に係る保証証書の寄託については、原則として、受注者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

11 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得て紙入札とした場合は、入札書とともに持参すること。

工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は商号又は名称、住所、宛名、工事名、数量内訳書に掲げる種目別内訳及び科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を明記すること。

また、材料費及び労務費並びに法定福利費を明記すること。詳細は東北森林管理局ホームページを参照し作成すること。

(https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu_osirase/attach/pdf/koubai_nyuusatu_osirase-131.pdf)

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期間

別表の12のとおり、入札書とともに提出すること。

(イ) 提出方法

電子入札システムの工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。

ただし、工事費内訳書のファイル容量が10MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ必要書類の一式を郵送等又は持参により提出するものとし、電子入札システムとの分割提出は認めない。また、10MBを超えるため持参する場合は、次の内容を記載した書面（様式は任意）を、電子入札システムにより工事内訳書として送信すること。

- ・ 持参する旨の表示
- ・ 持参する書類の目録
- ・ 持参する書類のページ数
- ・ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

なお、いずれの提出方法についても、締切日時まで必着で提出するものとし、持参する場合の提出先は、別表の1に同じ場所とする。

(ウ) ファイル形式

電子入札システムによる工事費内訳書のファイル形式は、5(2)ア(ウ)と同じ形式で作成すること。

イ 紙入札方式による場合

(ア) 提出期間

別表の12のとおり、入札書とともに持参すること。

(イ) 提出方法

工事費内訳書に必要事項を記載し入札書とともに提出すること。

(2) 提出された工事費内訳書は返却しない。

(3) 支出負担行為担当官は、入札参加者が提出した工事費内訳書について説明を求めることがある。

(4) 数量、単価、金額等が明らかでない場合及び工事費内訳書が下記(※)各項に該当する場合、並びに11(1)で求めている材料費等各費用の記載漏れについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

(5) 提出された工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

※11(4)の表

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合 (2) 内訳書とは無関係な書類がある場合 (3) 他の工事の内訳書である場合 (4) 白紙である場合 (5) 内訳書が特定できない場合 (6) 他の入札参加者の様式を入手し使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳書の記載が全くない場合 (2) 入札説明書又は指名通知書に指示された事項を満たしていない場合

3. 添付されるべきではない書類が添付されている場合	(1) 他の工事費内訳書が添付されている場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合 (2) 発注案件名に誤りがある場合 (3) 提出業者名に誤りがある場合 (4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

12 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、林野庁電子入札システム運用基準に定める立会官を立ち合わせて行う。

紙入札方式による場合は、競争参加者又はその代理人が立ち会い行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

13 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、技術提案書に虚偽の記載をした者が行った入札並びに現場説明書、入札説明書及び競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

この場合、「工事請負契約指名停止等措置要領」の規定に基づく指名停止又は書面若しくは口頭での警告あるいは注意の喚起を行うことがある。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

14 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばない（契約解除する）ことがある。

なお、実際の工事に当たって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合で、以下に示す事情が発生したときは、発注者との協議により技術者を変更できるものとする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
- (2) 請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が生じ、工期が延長された場合。
- (3) 工場から現地へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）。

いずれの場合であっても交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

15 調査基準価格を下回った場合の措置

落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについては、入札者から資料の提出及び必要に応じて事情聴取を行うとともに、関係機関の意見照会等の調査（以下、「低入札価格調査」という。）を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事等の工期延期

は行わない。

(1) 提出を求める資料等

- ア その価格により入札した理由
- イ 積算内訳書
- ウ 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の内訳
- エ 契約対象工事等付近における手持ち工事等の状況
- オ 配置予定技術者名簿
- カ 契約対象工事等に関連する手持ち工事等の状況
- キ 契約対象工事等箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との地理的条件
- ク 手持ち資材等の状況
- ケ 資材購入先及び購入先と調査対象者との関係
- コ 手持ち機械の状況
- サ 労務者等の確保計画
- シ 工種別労務者等配置計画
- ス 過去に施工した工事等名及び発注者
- セ 過去に受けた低入札価格調査対象工事等
- ソ 安全管理に関する資料
- タ 財務諸表及び賃金台帳
- チ 誓約書
- ツ その他、契約担当官等が必要と認める資料

(2) 説明資料の提出期限は、低入札価格調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して7日以内（休日等を除く。）とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。

また、提出期限までに記載要領に従った資料等を提出しない、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合及び提出された資料等に整合性がとれないあるいは記載漏れ等不備が認められた場合は、入札注意書に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

(3) 支出負担行為担当官が次の追加資料を求めた場合の提出期限は、連絡を行った日の翌日から起算して5日以内（休日等を除く。）とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。

また、提出期限までに資料等を提出しない、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合及び提出された資料等に整合性がとれないあるいは記載漏れ等不備が認められた場合は、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

ア 積算内訳書等（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を含む）に関する見積書等積算根拠

- イ 手持資材に関する数量、保管状況写真
- ウ 販売店等の作成した見積書等
- エ 手持機械の状況の写真
- オ 労務を供給する事業者の承諾書（造林生産事業の場合）
- カ 賃金台帳等
- キ 過去3カ年の財務諸表
- ク 資料提出時における社員すべての名簿

(4) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合は、当該工事の成績評価に厳格に反映するとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(5) 低入札価格調査の方法及び落札者の決定方法については、本入札説明書によるほか「東北森林管理局低入札価格調査運用マニュアル」（平成21年4月22日付け21東経第44号局長通知）によるものとする。

16 契約書の作成等

本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象工事である。

なお、電子契約システムによりがたく紙での契約手続きを希望する者、または、電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には紙契約方式に変更する場合がある。その場合、落札者決定後速やかに支出負担行為担当官等に連絡しなければならない。

紙契約方式になる場合、使用する契約書は別冊契約書案により作成するものとし、以下のとおりとする。

- (1) 契約の相手方が決定したときは、決定してから遅滞なく、別冊契約書（案）に基づき契約書を作成するものとし、落札者が決定した日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に契約を締結するものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、さらに、支出負担行為担当官等が当該契約書の送付を受けて、これに記名押印するものとする。
- (3) (2)の場合において、支出負担行為担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語、日本国通貨に限るものとする。
- (5) 支出負担行為担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

17 支払条件

- (1) 前金払 有
- (2) 中間前金払及び部分払 有（落札者の選択事項である。）
- (3) 低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び甲の解除権行使に伴う違約金の額については、工事請負契約約款第4条第3項中「10分の1」を「10分の3」に、第6項中「10分の1」を「10分の3」に、第55条の2第1項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

また、前金払については、工事請負契約約款第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第6項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第7項及び第8項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に、読み替えるものとする。

18 その他

- (1) 入札参加者は、競争契約入札心得及び契約書(案)を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html>

- (2) 技術提案書に虚偽の記載をした場合においては、工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、技術提案書に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(4) 電子入札システム

ア 電子入札システムは、休日等を除く9時から17時まで稼働している。

イ 電子入札システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引き」を参考とすること。

ウ 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は、次のとおりとする。

【システム操作・接続確認等の問い合わせ先】

農林水産省電子入札ヘルプデスク

受付時間：9時から16時

電話番号：048-254-6031

FAX番号：048-254-6041

E-mail：help@maff-ebic.gp.jp

エ 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合は、通知、通知書及び受付票を送信時に発行するので、必ず確認を行うこと。

(5) 標準仕様書等

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築木造工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」を参照すること。

(6) 下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等

工事の施工のために下請契約を締結する場合、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方にはできない。

【入札説明書】 別表

米代東部森林管理署上小阿仁支署南沢森林事務所新築工事ほか

1 申請の受付窓口、受付時間	申請窓口：〒010-8550 秋田県秋田市中通5丁目9番16号 東北森林管理局 総務企画部 経理課 電話 018-836-2091 受付時間：令和8年4月24日（金）から令和8年5月14日（木）まで（休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。 ただし、正午から午後1時までを除く。
2 競争参加資格要件	東北森林管理局における「建設工事」の「建築一式工事」の一般競争参加資格の認定を受けている者で、「建築一式工事」に係るB等級、C等級又はD等級
3 同種工事の実績	実績期間として、平成23年4月1日以降に元請けとして以下の同種工事の施工・完成・引渡しした実績を有すること。 同種工事：延床面積90m ² 以上の木造建築物の新築工事であること。
4 技術者の経験	平成23年4月1日以降に上記3の同種工事の実績・経験を有する者
5 工事成績評定点の平均に係わる期間	期間：令和6年4月1日～令和8年3月31日（過去2年度）
6 調査基準価格を下回った評定点に係わる期間	期間：令和7年4月1日以降

7 工事に係る設計業務委託業者	会社名：秋田県建築設計事業協同組合 住所：秋田県大館市字相染沢中岱159番地2 電話番号：0186-57-8203
8 建設業法に定める営業所等の所在地	東北森林管理局管内に建設業法に定める本社、支店又は営業所を有すること。
9 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る登録	法律第21条により、秋田県知事の登録を受けている者
10 技術提案書等の提出期間と提出先	提出期間：令和8年4月24日（金）から令和8年5月14日（木）まで（休日を除く。）午前9時00分から午後5時00分まで。 提出先（紙提出の場合）：上記1の窓口と同じ
11 入札説明書の質問受領期限と提出先	受領期限：令和8年4月24日（金）から令和8年5月28日（木）まで（休日を除く。）午前9時00分から午後5時00分まで。 持参する場合は、上記期間の休日等を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。 提出先：上記1の窓口と同じ
12 入札及び開札日時、場所及び提出方法並びに工事費内訳書の提出	<p>◎電子入札システムによる入札 入札書受付開始：令和8年6月1日（月）午前9時00分から 入札書提出締切：令和8年6月3日（水）午後5時00分まで</p> <p>◎紙入札による場合 入札受付：令和8年6月4日（木）午前10時45分から受付。 入札締切：令和8年6月4日（木）午前11時00分即時開札。</p> <p>◎開札の日時及び場所 開札日時：令和8年6月4日（木）午前11時00分 開札場所：東北森林管理局 4階第1会議室 ※工事費内訳書は入札書とともに提出すること。</p>

注：「休日」とは行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。

令和8年3月18日
東北森林管理局

お知らせ

国有林野事業の工事の入札における工事費内訳書の記載について

令和6年6月14日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）が改正され、令和7年12月12日より、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの（法定福利費、安全衛生費、建設業退職金共済契約に係る掛金）その他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました（入札契約適正化法第12条）。

それに伴い、東北森林管理局発注の土木工事においても、**令和8年4月1日以降に公告する工事から、入札時に提出していただく工事費内訳書に以下費用の記載が必要**となりますのでお知らせします。

- 材料費
- 労務費
- 法定福利費の事業主負担額
- 建設業退職金共済契約の掛金
- 安全衛生経費

入札参加される方は記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、支出負担行為担当官等が提出された工事費内訳書について説明を求められることがあります。

また、入札時に工事費内訳書が未提出、または提出された工事費内訳書に上記必要経費の未記入等不備がある場合は、東北森林管理局競争契約入札心得第7条第11号に該当する入札として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする場合があります。

工事費内訳書の記載について、下記記載例を参照願います。

別添1：土木工事で用いられる内訳書の例

別添2：建築工事で用いられる内訳書の例

別添3：工事発注量の少ない発注者を想定した簡易な内訳書の例

担当：経理課 専門官
(TEL：018-836-2084)

令和 年 月 日

〇〇殿

住所
商号又は名称
代表者 氏名

工 事 費 内 訳 書

工事名：〇〇〇〇工事

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額
道路改良		式	1		
道路土工		式	1		
掘削工		式	1		
掘削		m3	10,000		
…		…			
直接工事費		式	1		
うち材料費		式	1		
うち労務費		式	1		
共通仮設費		式	1		
共通仮設費（率計上）		式	1		
純工事費		式	1		
現場管理費		式	1		
うち法定福利費の事業主負担額		式	1		
うち建退共制度の掛金		式	1		
工事原価		式	1		
うち安全衛生経費		式	1		
一般管理費等		式	1		
工事価格		式	1		
消費税相当額		式	1		
工事費計		式	1		

注) 本内訳書は、第1回の入札に際し提出を求めるものである。

注) 発注者が提示する本工事の数量総括表の工種、種別、細別に対応して単価、数量、金額を記入するものとする。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇 〇〇殿

住所

商号又は名称

代表者 氏名

工 事 費 内 訳 書

工事名：〇〇〇〇工事

工事内訳

名称	数量	単位	金額	備考
直接工事費	1	式		
うち材料費	1	式		
うち労務費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
うち建退共制度 の掛金	1	式		
工事原価のうち 現場労働者の 法定福利費の 事業主負担額	1	式		
工事原価のうち 安全衛生経費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		

直接工事費 種目別内訳

名称	摘要	数量	単位	金額	備考
直接工事費					
I 庁舎	構造、規模 新築	1	式		
II 困障	新設	1	式		
III 構内舗装	新設	1	式		
IV 屋外排水	新設	1	式		
V 植栽	新植	1	式		
計					
共通費					
共通仮設費		1	式		
現場管理費		1	式		
うち建退共制度 の掛金		1	式		
工事原価のうち 現場労働者の 法定福利費の 事業主負担額		1	式		
工事原価のうち 安全衛生経費		1	式		
一般管理費等		1	式		
計					
合計（工事価格）		1	式		
消費税等相当額		1	式		
総合計（工事費）		1	式		

直接工事費 中科目別内訳

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
I 庁舎					
1. 直接仮設		1	式		
計					
2. 土工		1	式		
計					
3. 地業	(1) 地業	1	式		
	(2) 既成コンクリート杭地業	1	式		
	(3) 場所打ちコンクリート杭地業	1	式		
計					
4. 鉄筋	(1) 躯体	1	式		
	(2) 外部仕上	1	式		
	(3) 内部仕上	1	式		
計					
5. コンクリート	(1) 躯体	1	式		
	(2) 外部仕上	1	式		
	(3) 内部仕上	1	式		
計					
...					

令和 年 月 日

〇〇 〇〇殿

住所
商号又は名称
代表者 氏名

工 事 費 内 訳 書

工事名	〇〇事業（〇〇） 道路改良工事	
	工種等	金額（円）
	道路改良	A
	土工	a
	法面工	b
	擁壁工	c
	雑工	d
	直接工事費	A (a + b + c + d)
	うち材料費	
	うち労務費	
	共通仮設費	B
	現場管理費	C
	うち法定福利費の事業主負担額（※1）	
	うち建退共制度の掛金	
	一般管理費等	D
	工事価格	A + B + C + D
	うち安全衛生経費（※2）	

※1 建築用の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」

※2 建築用の場合、「工事原価のうち安全衛生経費」